８月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成26年７月31日」となっているむらさき色の「後期高齢者医療被保険者証」を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に市町村担当課から、**有効期限　平成27年７月31日**と記載された新しい被保険者証**［濃いクリーム色（黄色）］**をお届けします。

平成26年８月１日から平成27年７月31日までの一部負担金の割合（１割又は３割）は、平成25年中の所得に基づき、改めて判定します。

８月１日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

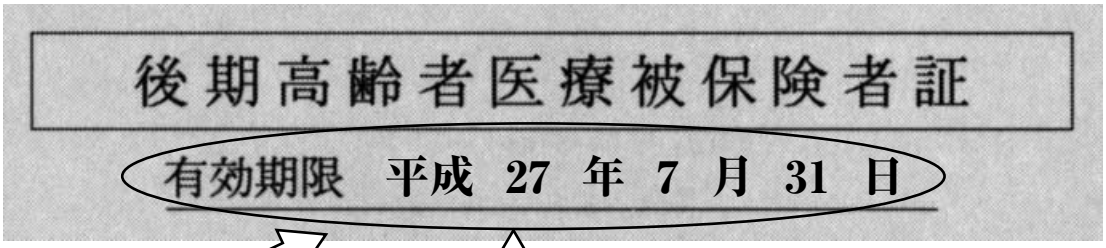

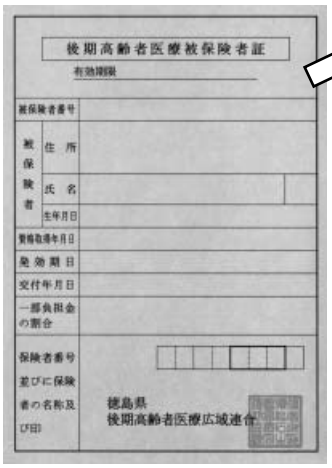

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成27年７月31日
になっています。

※一部負担金の割合の判定方法について※

１割負担となる方
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

３割負担となる方		
世帯構成	被保険者が１人の場合	被保険者が２人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は１割（**要申請**）	520万円未満は１割（**要申請**）
	383万円以上は３割（※）	520万円以上は３割

※ 70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は１割（**要申請**）

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成27年７月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。